



施策2 安全啓発の推進

事業3 輸送の安全に係る啓発活動の充実

■利用者等の安全意識の醸成

車内人身事故や自転車関係事故の背景には、自転車の車道走行の増加など、近年の道路走行環境の変化に加えて、高齢化の進展に伴うバスを利用する高齢者の増加、急な飛び出し等の危険回避のための運転操作など、運転手の技術や意識の向上だけでは防げないものもあります。そのため、バスを利用されるお客様等の安全意識を高めていく取組が重要です。

今後も引き続き、警察、区役所、学校等と連携し、交通安全の大切さを伝える交通安全教室の開催や、警察、バス協会等の関係機関と連携した交通安全運動を実施するなど、交通安全意識の向上に向けた取組を積極的に展開します。



交通安全教室

平成30(2018)年度に作成した交通安全に関する啓発パンフレット及びDVDについて、高齢化の進展等を踏まえた配布対象の拡大や、それに合わせた内容見直しの検討など、さらなる安全啓発に向けた取組を推進します。

また、自転車の車道走行の増加等を踏まえ、自転車接触事故の予防的対策として、主要駅自転車駐輪場への注意看板の設置を引き続き行うなど、自転車利用者の安全意識の醸成に向けた取組を推進します。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・交通安全教室の開催	・年14回開催	・年14回以上開催	・年14回以上開催
・啓発パンフレット、DVDの配布	・配布対象の拡大 ・内容見直しの検討	・内容見直しの検討	・内容見直しの検討

■ 高齢者の安全意識の醸成

今後、高齢者人口の増加と高齢化率の上昇が見込まれる中、これまで以上に高齢者のバス利用の増加が想定されます。高齢者は、周りに迷惑をかけないようにバス停に到着する前に座席から立ち上がるなど、バス走行中の移動によりバランスを崩して転倒する事例が多く見受けられます。このため、高齢者に対して、バス走行中の移動の危険性を認識してもらうなど、安全意識の醸成を図る取組が重要です。

そのため、高齢者への十分な配慮、バス車内アナウンスやバス車内床面表示による注意喚起等により、バス走行時の安全意識の浸透を図るなど、車内人身事故の防止に向けた取組を進めます。



バス車内床面表示

また、高齢者が集まる施設での啓発物の配布や、高齢者を対象とする交通安全教室の開催など、バス乗車時における高齢者の安全意識の醸成に向けた取組を推進します。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・高齢者が集まる施設での安全啓発	・60か所実施	・60か所実施	・60か所実施
・高齢者を対象とした交通安全教室の開催	・年2回開催	・年2回以上開催	・年2回以上開催



戦略2 快適で利用しやすいサービスの充実

施策3 市バスネットワークの充実

事業4 人口動向や都市基盤整備に応じた市バスネットワークの充実

本計画期間においては、引き続き総人口の増加とともに、高齢者人口の増加と高齢化率の上昇が予測されています。

今後も、市域全体における輸送需要の変化に対応した路線見直しやダイヤ改正を行い、効率的・効果的な市バスネットワークの維持・充実を図ります。

臨海部ビジョンにおける交通機能強化プロジェクトの中では、交通機能強化に向けた産業道路駅駅前交通広場整備と、これによるバスネットワークの構築を進めています。こうした中、臨海部における物流施設の整備など、さらなる企業進出による就業者数の増加が見込まれていることなどから、産業道路駅駅前交通広場の整備に合わせた路線の検討を含め、臨海部の路線バスネットワークの充実に向けた取組を進めます。

また、川崎市総合都市交通計画では、川崎駅等の拠点と臨海部へのアクセスの利便性向上を図るため、臨港道路東扇島水江町線を活用した路線バス運行の促進など、路線バスネットワークの充実に向けた取組を推進しています。こうした取組を踏まえ、臨港道路東扇島水江町線の整備に合わせた路線の検討など、臨海部の交通機能の強化に向けた取組を進めます。

さらに、鷺沼・宮前平駅周辺地区は、総合計画において「地域生活拠点」の一つとして位置付けられ、「鷺沼駅周辺を中心に商業、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進」することとしています。こうした取組を踏まえ、鷺沼駅周辺再編整備の進捗に合わせた路線バスネットワークの充実に向けた検討など、北部地域のさらなる交通機能の強化に向けた取組を進めます。



1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の進捗を確保に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

JR南武線(武蔵小杉駅～尻手駅間)の連続立体交差化、横浜市営地下鉄3号線の延伸、川崎アプローチ線の整備など、将来の鉄道ネットワークや道路ネットワークの形成に向けた検討状況を注視しつつ、今後の取組について検討を行います。

取 組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・路線見直し、ダイヤ改正	・武蔵小杉駅への 需要変化に対応する 路線見直しの検討	・区役所等公共施設への さらなるアクセス向上 の検討	・取組推進
・産業道路駅前交通広場の 整備に合わせた路線検討	・検討	・検討	・供用開始に合わせた 路線の検討
・鷺沼駅周辺再編整備の 進捗に合わせた路線検討	・再編整備の内容を 踏まえた検討	・検討	・検討



事業5 走行環境や利用動向に応じた利便性の確保

■ 走行環境に対応した取組

路線バスのサービスにおいて、運行時間の定時性や速達性の確保は、お客様の利便性を高める重要な取組です。

今後も引き続き、定時性・速達性の確保に向け、交通管理者や道路管理者等の関係機関への道路走行環境の改善要望を行います。

また、走行環境の変化を的確に把握し、運行区間の所要時分調整など、実態に見合った適切なダイヤ改正を行います。

■ 利用動向等に対応した取組

これまで市バスでは、鉄道ダイヤの改正に合わせた対応や、公共施設等の開館時間に合わせた運行時間の変更など、お客様の利用動向の変化に対応した取組により、お客様の利便性向上を図ってきました。

今後も引き続き、イベント等開催時の増便のほか、公共施設の開館時間等に合わせた運行時間の調整、年末の深夜バスの増便や終車バス時間の延長等による運行時間帯の拡充に向けた検討など、利用動向に対応した取組を進めます。

また、路線見直しやダイヤ改正を進めるに当たっては、料金箱データや乗客流動実態調査の内容を活用するなど、利用状況・収支状況の把握・分析により、お客様の利便性の向上や収益性の向上を図ります。

施策4 バス利用環境の充実

事業6 分かりやすい案内サービスの充実

案内情報の充実

路線バスは、同じ乗り場でもバスの行き先が異なることや、バスの行き先が同じであっても経由地によって乗り場が異なる場合があります。そのため、市バスでは「初めて市バスを御利用されるお客様にも分かりやすく」をコンセプトに市バスマップを発行するなど、案内情報の充実に取り組んでいます。

今後は、従来の市バスマップを発行するとともに、本市における高齢者人口の増加や高齢化率の上昇等を踏まえ、高齢者等にも見やすい拡大版バスマップを発行するなど、誰にでもわかりやすく、利用しやすいバス利用環境づくりに取り組みます。

平成30(2018)年10月に国が策定した「乗合バスの運行システムのナンバリング等に関するガイドライン」を踏まえ、利用者の利便性や地域の実情に応じた対応を図るなど、より分かりやすい行き先表示等への改善に取り組めます。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・拡大版バスマップの作成	・拡大版バスマップ発行に向けた調査・編集	・発行	・内容改善



■ 運行情報提供サービスの充実

市バスでは、鉄道からバスへ乗り換えるお客様が、駅の改札口付近において、目的地へ向かうバス路線、乗り場、発車時刻等の運行情報を把握することができるよう、民間バス事業者の運行情報も含めた「バス総合案内表示板」の整備を行うなど、主要鉄道駅等のバス運行情報表示の充実に取り組んでいます。



川崎駅バス総合案内表示板のイメージパース

今後は、平成30(2018)年度に整備した川崎駅のバス総合案内表示板について、効果や課題等の検証を行い、他の主要鉄道駅等への整備に向けた検討を進めます。

お客様一人ひとりに的確かつスピーディに市バスの運行情報を提供できる市バスナビについては、平成30(2018)年度に、地図上から停留所を選択できる機能を追加したほか、訪日外国人に対応する多言語表示等の機能強化を行いました。今後は、お客様の利便性向上に向けた利用方法の一層の周知を図るとともに、ICT技術の進展に合わせて、さらなる利便性の向上を検討します。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・バス総合案内表示板の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・バス総合案内表示板の検証 ・主要鉄道駅等への整備に向けた検討 	・取組推進	・取組推進



1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の進捗を確保に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

■ 市バスの利用方法の周知

これまでバスを利用したことがない方などに、路線バスの利用方法や各種料金制度等の基本的な情報を周知し、バスを身近な移動手段として感じてもらうことは、バス利用の促進につながります。

このため、バスの基本的な乗降方法、料金のしくみ、乗車中のマナー等を体験してもらう「バスの乗りかた教室」を交通安全教室やイベント等に併せて開催するなど、初めての市バスでも安心して御利用いただけるよう取組を進めます。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・バスの乗りかた教室の実施	・試行実施	・実施	・実施



事業7 乗車券のIC化の推進

■ 乗車券制度の改善

平成19(2007)年から導入しているICカード乗車券については、現在、市バス利用者の約9割が利用している状況です。こうしたICカード乗車券の普及が急速に進んでいる中、他のバス事業者においてはICカード乗車券利用者の増加と利用率の上昇に伴い、乗車券制度の見直しを図っているところです。

今後、市バスにおいても、各種乗車券の利用動向や情報通信技術の進展等を踏まえ、既存の乗車券を整理統合し、新たな乗車券制度を検討するほか、ICカード乗車券の利便性向上を図るなど、お客様にとって分かりやすく利用しやすい乗車券制度への改善に向けた取組を進めます。

■ ICカードの利用促進

ICカード乗車券は、定期乗車券の紛失時の再発行や電子マネー機能など、紙式乗車券類にはないサービスが搭載されており、利便性の高い乗車券です。

今後、ICカード乗車券のさらなる利用促進に向けて、関係機関との連携等による利用案内や広報の実施などの取組を進めます。

施策5 快適な移動空間の提供

事業8 バス車内の快適性の向上

■ お客様に満足いただけるサービスの提供

市バス事業は、安全を最優先に、1年365日早朝から深夜まで安定した輸送を確保し、1日に13万人を超えるお客様に御利用いただいています。より多くのお客様に御利用いただき、かつ、親しまれる市バスとなるためには、お客様と直接顔を合わせる交通局職員一人ひとりが、輸送サービスのプロフェッショナルであるという意識を念頭に、行動していくことが重要です。

今後も、どのようなときも安全最優先の行動、お客様の立場を理解して親切丁寧な行動、全てのお客様が心地良く御利用できるよう優しい運転と接遇、感謝の気持ちを込めた挨拶や案内など、「市バスサービスポリシー」を実践し、お客様に満足いただけるサービスを提供します。

■ バリアフリー化の推進

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、平成32(2020)年度までに路線バス車両の70%をノンステップバスにすることを目標に掲げるなど、バス車両等のバリアフリー化の取組が進められています。

市バスでは、平成30(2018)年4月現在、路線バス車両全体に占めるノンステップバスの導入率は94.4%となっています。また、全ての路線バス車両をバリアフリー新法に適合する低床バスにするなど、バス車両のバリアフリー化を進めてきました。

ノンステップバスが登場してから約20年が経過し、この間、機能向上やコストダウンが図られ、座席配列も選択可能になり、乗車定員もワンステップバスと同程度になりました。今後の導入車両については、乗降性に優れたノンステップバスとし、引き続き、バス車両のバリアフリー化を推進します。



また、車いす・ベビーカー利用時のルール・マナーの普及や、交通バリアフリー教室の実施等により、高齢者・障害者・妊産婦など、誰もが安全、安心、快適に利用できる「心のバリアフリー」を推進します。

こうした取組に加えて、バスの案内情報や運行情報提供サービスの多言語対応などにより、『心のバリアフリー』や『ユニバーサルなまち』といった「かわさきパラムーブメント」におけるレガシーの形成に向けた取組を推進します。

かわさきパラムーブメントロゴ

めざせ！やさしさ日本代表！

みんなの違いを活かせるチーム。

障がい、年齢、人種やLGBT

いろんな個性をチャンスにしよう。

川崎らしく、力強く。

未来を変えていく力は

私たちの中にある。



かわさきパラムーブメント

事業9 バス停留所施設の整備・維持

■ 快適なバス待ち空間の整備

バス停留所施設は、お客様に快適なバス待ち空間を提供する上で、重要なインフラです。市バスでは、これまで、265基の上屋、834基の停留所標識、458脚のベンチを設置し、快適なバス待ち空間の整備に取り組んできました。こうした中、上屋及びベンチについては、平成30(2018)年度に、現在の設置基準を満たす全ての停留所への整備を行いました。

今後については、上屋、標識、ベンチ等の老朽化を踏まえ、計画的な代替整備を行うとともに、長期的な維持修繕を考慮した部材の検討を行います。また、停留所施設の長寿命化など、整備・維持管理費用の抑制に向けた取組を進めます。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・上屋の代替整備	・8基	・8基	・8基
・照明付標識の代替整備	・19基	・19基	・19基
・二面式標識の代替整備	・20基	・20基	・20基
・ベンチの維持管理	・取組推進	・取組推進	・取組推進



上屋(標識・ベンチ一体型)



照明付標識



二面式標識



■安全で清潔な停留所施設の提供

市バスでは、平成30(2018)年4月現在、497か所の停留所(停留所標識数1,046基)を使用して路線バスサービスの提供を行っています。この多くの停留所施設を安全かつ清潔な状態に保つことは、快適な移動空間の提供につながる重要な取組です。

今後も引き続き、予防保全的な観点も考慮し、定期的な清掃を実施するとともに、点検・修繕などを継続して実施することにより、施設を健全な状態に保ち安全で清潔なバス停留所施設の提供を行います。

また、停留所施設の補修や、破損・汚損への速やかな対応を図るため、停留所施設の維持管理体制を強化します。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・停留所施設の清掃	・全停留所の清掃実施	・全停留所の清掃実施	・全停留所の清掃実施
・停留所維持管理体制の強化	・実施体制の整備	・実施体制の検証	・取組推進

戦略 3 社会的要請に対応した事業の推進

施策 6 川崎市の行政施策との連携

事業 10 インバウンド等誘客施策への取組

■ 多言語表記の充実

市バスでは、パソコン又はスマートフォンでバス運行情報を検索できる市バスナビ、主要鉄道駅や停留所におけるバス運行情報表示、バス車内における停留所案内表示など、市バスを御利用いただく際の経路検索時から目的地に到達するまでの運行情報等について、多言語表記の充実を図ってきました。

今後については、市バスガイド（英語版）を作成し、観光案内所や市内の主要ホテル等に配架するなど、訪日外国人旅行者等の移動円滑化を図ります。

主な取組	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度
・市バスガイド（英語版）の発行	・発行	・発行（検証・改訂等）	・発行（検証・改訂等）

■ インバウンド等の誘客施策への対応

本市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機としたインバウンド等の誘客に向けた取組が進められています。

今後、本市で取組が進められている川崎港でのクルーズ船（ホテルシップ等）の誘致・受入れに係る検討など、バス事業者として本市におけるインバウンド等の誘客施策への対応を図ります。

また、羽田空港に近接する立地特性を活かして、市バスの利用促進を図るため、市バスガイド（英語版）に主要観光情報と対応バス路線案内を掲載するなど、インバウンド観光を含めた新たなバス需要の可能性について検討を行います。



多言語表記の取組

● 外出先等

市バスナビ

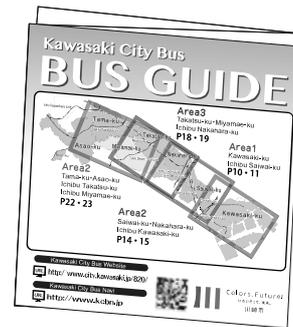
パソコン又はスマートフォンから、乗りたいバスを簡単・便利に検索できます。
また、バスの運行情報を表示します。



市バスナビの多言語表記イメージ

市バスガイド(英語版)

市バス路線図、バスの乗り方案内、料金案内・観光案内等を掲載したバスガイドを作成します。



市バスガイド(英語版)イメージ

● 駅改札付近

バス総合案内表示板

駅改札口付近において、目的地に向かうバス路線、乗り場、発車時刻などを表示します。



バス総合案内表示板イメージ



● バス車内

バス車内停留所案内表示器

バス車内前方の液晶大型画面により、次の停留所の案内等を表示します。



● バス停留所

停留所運行情報表示器

バス停留所において、バスの位置情報等を表示します。



1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の着実な推進に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

事業11 公共交通ネットワークの形成に向けた取組等

身近な地域の交通を支える持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、駅などへのアクセス向上については路線バスによる対応を基本とする、川崎市総合都市交通計画における取組方針を踏まえ、公営バス事業者として、関係部局等と連携しながら、市民生活を支える公共交通の強化に向けた取組を推進します。

地域住民が主体的に取り組むコミュニティ交通については、運行計画に対する助言、走行上の課題や問題点の指摘といったノウハウの提供など、円滑な運営を図るための支援に努めます。

通勤需要が大きい川崎臨海部へのアクセスについては、臨海部ビジョンにおけるプロジェクトと連携しながら、バス事業者として、臨海部における路線バスネットワークの充実に向けた取組を進めます。

事業12 公共性の高い路線の維持

市バスは、地方公営企業として企業の経済性を発揮し、独立採算による経営を行うことを基本原則としつつ、公共施設に接続する路線の維持やまちづくり・福祉施策などの行政施策との協力・連携等の役割も果たしています。

こうした役割をしっかりと担うため、効率的・効果的な市バスネットワークにおいても、公共施設への交通手段を確保するために運行している路線や、民営バスでは対応が難しい地域への交通手段を確保するために運行している路線など、公共性の高い路線については、一般会計からの適正な公共負担の下で維持し、行政施策との連携を図りながら市民の足を確保します。



施策7 環境対策の推進

事業13 バス車両等の低炭素化に向けた取組

■ バス車両の低炭素化

市バスでは、人と環境にやさしいバスを目指して、平成3(1991)年度からハイブリッドバスを、平成6(1994)年度からCNG(圧縮天然ガス)バスを積極的に導入するとともに、バスメーカーに改善要望を行うなど、低公害車両の開発・改良にも取り組んできました。また、一般バス車両についても全車両で九都県市指定低公害車を導入しており、さらに平成20(2008)年度からは全車両低燃費でCO₂排出量の少ない、国土交通省重量車燃費基準達成車を導入してきました。

こうしたバス車両の低炭素化に向けた取組のほか、産業道路沿道の大気環境改善を目的とした「産業道路クリーンライン化」事業と連携し、塩浜営業所に配置する全てのCNGバス及びハイブリッドバスを、産業道路を含む路線の運行に充てるなど、市施策と連携した環境対策を推進してきました。

今後については、順次廃車が見込まれるCNGバスの代替としてハイブリッドバスを導入します。また、一般バス車両についても重量車燃費基準達成車を導入し、引き続き、バス車両の低炭素化を進めます。



ハイブリッドバス

平成33(2021)年度以降については、CNGバスからハイブリッドバスへの代替更新が終了することなどから、技術の進展等を踏まえ、さらなるバス車両の低炭素化について検討を行います。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・ハイブリッドバスの導入	・計38両	・計40両	・計42両



1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の進捗を確保に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

■エコドライブの推進

エコドライブは、排気ガス抑制等の環境改善効果以外にも、燃費改善等のコスト削減効果があります。さらに、穏やかな運転につながることで事故防止効果も期待できる取組です。

今後も、急発進、急加速、急制動を行わない運転操作の徹底に向け、エコドライブ指導者研修への派遣やエコドライブ啓発運動等を実施し、運転時の意識を高めることにより、環境に優しく安全なエコドライブを推進します。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・エコドライブ指導者研修への派遣	・職長運転手及び運行管理者の派遣(3名)	・職長運転手及び運行管理者の派遣(3名)	・職長運転手及び運行管理者の派遣(3名)
・エコドライブ啓発運動の実施	・年2回以上	・年2回以上	・年2回以上



施策8 災害時等への対応

事業14 危機管理体制の強化に向けた取組

■ 災害時等における実効性のある取組

高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、台風、集中豪雨等による風水害や大雪による雪害など、いつどこで起こるか分からない、様々な災害に対して、迅速で的確な対応を進めながら、安全な輸送サービスを確保していくことが必要になります。

また、本市において大規模な災害が発生し、「川崎市災害対策本部」が設置された場合には、市バスはその中の「交通部」として、バスによる緊急輸送の実施などの役割を担っており、平時から危機管理体制の維持・強化に向けた取組を推進していく必要があります。

地震、台風、大雪などの発生を想定した実践的な防災訓練の実施や、その結果を踏まえた「交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを行うなど、災害時に備えた実効性のある取組を推進します。

災害時における民間バス事業者との情報共有を図るため、民間バス事業者との連携の確保・充実に取り組めます。

■ バス非常時に備えた取組

重大な事故やテロ等のバス非常時には、お客様の安全の確保が優先されます。このような場合においても適切かつ柔軟に必要な措置が講じることができるよう、バス非常時に備えた取組が重要です。

緊急の状況においてもお客様の安全を守るため、土休日の管理職不在時など、様々な条件を想定した重大事故通報訓練の実施や、関係バス事業者と連携して行う主要駅バスターミナル等におけるテロ対策巡回の実施など、バス非常時における的確な対応の確保に取り組めます。



重大事故通報訓練の様相

全車両に配備している非常時連絡用無線機により、バス非常時等における運行確保に必要な情報収集や運転手への運行指示等を行うなど、引き続き、バス非常時の連絡手段の確保を図ります。また、非常時連絡用無線機については、機器の更新を踏まえた機能強化などの検討を行います。

主な取組	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度
・重大事故通報訓練の実施	・年1回実施	・年1回実施	・年1回実施
・テロ対策巡回の実施 (市バス実施分)	・約160日	・約160日	・約160日



戦略4 経営基盤の充実・強化

施策9 事業基盤の充実・強化

事業15 安定的な事業基盤を支える人材の確保

■ 運転手及び整備員の積極的な人材確保

運転手については、全国的に大型自動車第二種免許保有者の減少や高齢化が進展しています。また、整備員については、少子化や若者の自動車離れ等により自動車整備士を目指す人が減少しています。このような中で市バスネットワークの充実を図るためには、人材の確保に向けて積極的に取り組む必要があります。

より多くの方から応募していただけるよう、交通局ホームページに加えて、新聞広告や民間求人サイト、SNSの活用を図るなど、積極的な広報に取り組めます。

正規職員（運転手）については、引き続き、退職動向や経営状況等を踏まえ、計画的な採用選考を実施して、人材の確保を図ります。

全国的にバス運転手が不足している状況を踏まえ、市バスの安定的運行を行い、「市民の足」を支えるため、大型自動車第二種免許を保有していない若年層の採用に向けて、運転手（養成枠）の採用選考を行い、運転手の養成に取り組めます。

公募非常勤嘱託員（運転手）については、引き続き、随時募集の実施や応募者の希望日時・配属希望営業所での採用選考などを実施して、きめ細かく人材の確保を図ります。

整備員については、専門学校への訪問や、職場見学会の開催などを通じて人材の確保に向けた働きかけを推進します。

多様なライフスタイルに対応した短時間勤務職員の募集や、女性職員が働きやすい職場環境の整備を進めるなど、女性や高齢者等による多様な働き方の推進を図ります。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・運転手養成の取組	・取組開始	・取組実施	・取組実施



事業16 人材育成の推進と組織の活性化

■ 人材育成の推進

本市では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、市役所の「質的改革」を進め、社会状況の変化や地域の課題に迅速かつ柔軟に対応できる組織力を高めるために、平成28(2016)年3月に「川崎市人材育成基本方針」を策定し、人材ビジョン、職員の行動指針、職場のチーム原則や職員に求められる力等を明示し、これまで以上に人材育成の取組を充実・強化していくこととしています。

現在、市バス事業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあり、職員に求められている能力や取組姿勢は高度化・多様化しています。運転手等の技能・業務職員、運行管理者等の事務職員、整備員等の技術職員のそれぞれが、現状を理解し、課題解決のために期待される能力、姿勢・態度を高めていくことが求められています。

運転手の人材育成については、本市における高齢者人口の増加と高齢化率の上昇を踏まえた安全対策の強化や道路走行環境の変化への対応など、輸送安全を取り巻く環境の変化等に対応し、より一層の安全な輸送サービスを提供していくため、輸送の安全に係る意識や技能の向上に取り組みます。また、「市バスサービスポリシー」の実践等により、『路線バス運転手の模範』となる職員を目指して、さらなる意識の向上を図るなど、継続的なサービスの向上に取り組みます。

運行管理者の人材育成については、1年365日早朝から深夜まで安定した安全輸送を確保するため、運行管理に必要な関係法令や業務知識の習得のほか、運転手に対する適切な指導・監督の実施など、運行管理者としての意識の醸成に向けた取組を進めます。

整備員の人材育成については、民間整備事業者の減少を踏まえた車検整備、法定点検等の自家化や、車両整備技術の高度化など、車両整備に関する環境の変化に的確に対応していくため、輸送の安全に係る技術や知識の習得、意識の向上とともに、技術の継承に向けた取組を進めます。



こうした輸送安全とサービス向上に向けた人材育成を効果的に進めていくため、各研修の目的に沿って実施内容、効果、課題等を検証し、体系的に整理を行うとともに、それに基づく研修等の計画的な実施や、職長制度の一層の活用を図るなど、取組を推進します。

交通局の研修体系図(イメージ)



研修項目	目的等
国土交通省が定める告示項目に基づく研修(法定研修)	国土交通省が告示した項目について、運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得する。
事故等惹起者指導教育	事故や運行ミスなどを惹起した運転手が、同様の事案の再発を防止するため、改めて事案発生時の状況を確認し、状況に応じた技能や知識を習得する。
新規採用・新任者研修	新たに採用された運転手や職長運転手に昇任した職員が、市バス運転手としての心構えや必要な知識を習得する。また、藤子・F・不二雄ミュージアム線に従事する運転手としてふさわしい接遇を身につける。
安全・サービス研修	安全・安心・快適な輸送サービスを提供するため、高い安全性と適切なサービスを提供できる市バス運転手としての意識を高める。
管理能力向上研修	運輸事務職への転任や運輸事務職係長への昇任などに当たり、業務を円滑に遂行するために必要な知識の習得、職位に求められる責任感やマネジメント能力を強化する。
運行管理向上研修	運行管理者として、運行管理に対する責務を認識し、点呼の重要性並びに事故発生時の対応、実務知識及び役割意識を醸成する。
事務能力等向上研修	交通局職員として活躍する上で職務上必要となる基本的知識と能力を身につける。

1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の着実な推進に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

■ 職員のモチベーションの維持・向上

市民やお客様の信頼や安全・安心を確保するため、服務規律の徹底や適正な業務遂行を図ることが求められています。そのためには職員のモチベーションを維持・向上させ、やる気と働きがいを引き出す必要があります。

職員の創意工夫を奨励し、経営への参加意識を高め、輸送安全やサービス向上に対する意識、経営感覚等を有する人材育成を図るため職員提案制度を実施します。また、市バス運転手としての使命感やプロ意識の醸成、さらなるスキルアップ等を目的とした運転技能コンクールを開催します。さらに、運転技能コンクールの開催に当たっては、他事業者との共催を企画するなど、職員のモチベーションの維持・向上を図ります。



運転技能コンクール

長年にわたって無事故・無違反を達成した運転手や、お客様から賞詞を頂くなど、模範となる業績のあった運転手等に対して、市長表彰・局長表彰等の職員表彰を実施することにより、市バスサービスの充実に向けた職員のモチベーションの維持・向上を図ります。



市長表彰

主な取組	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度
・職員提案制度の実施	・年1回実施	・年1回実施	・年1回実施
・運転技能コンクールの開催	・年1回開催 (第10回)	・年1回開催 (第11回)	・年1回開催 (第12回)



■ 職員の健康管理の徹底

職員一人ひとりが健康状態を良好に保持し、安全かつ快適で利用しやすいサービスをお客様に提供できる職場環境づくりを推進する必要があります。特に、運転手は、周囲の状況を的確に判断しながら安全に運転を行うとともに、お客様への親切丁寧な接遇を行うため、健康管理のより一層の徹底が求められています。

定期健康診断の受診を徹底させ、疾病の早期発見・治療につなげることで、職員の健康保持・増進を図ります。また、産業医による定期的な巡回を行うとともに、保健相談員による保健相談・指導を行うなど、安心して健康に働くことができる職場環境づくりに取り組みます。

全ての運転手を対象に睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を計画的に実施するとともに、脳血管疾患の早期発見・発症予防を目的とした脳健診の実施やインフルエンザの感染予防に取り組むなど、職員の健康管理の維持・充実を図ります。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・脳健診の実施	・取組開始	・継続実施	・継続実施

事業17 持続可能な事業運営に係る組織体制の構築

今後、人口増加と高齢化率の上昇、まちづくりの進展、運転手・整備員の確保・育成、営業所施設の老朽化など、事業を取り巻く環境は大変厳しい状況が見込まれています。

こうした状況においても将来にわたって持続可能な事業運営を行うため、職員配置や組織整備の最適化に取り組むなど、効果的な執行体制の整備を図ります。

地方公務員法等の改正により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられるなど、公務の能率的かつ適正な運営が求められています。非常勤職員等の配置等については、後年度への影響を考慮するなど、慎重な検討のうえ、持続可能な執行体制を整備します。

市バス車両の車検整備を外注している民間整備事業者の減少を踏まえ、車検整備の自家化の拡充、整備員の計画的な採用、整備技術の継承による技術力の向上、整備施設の機能拡充など、将来にわたって安定的な車両整備を推進するため、バス車両整備業務における体制の充実・強化を図ります。



バス車両の整備

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・会計年度任用職員制度を踏まえた執行体制の整備	・検討	・会計年度任用職員制度の開始	・取組推進
・バス車両整備業務における体制の充実・強化	・車検の自家化の実施(約30両体制)	・車検の自家化の推進(約90両体制)	・車検の自家化の推進(約130両体制)